

私の育休報告

— 夫婦の分担により両立を実現 —

62期 女性会員

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、下記のいずれかをテーマとして、400字程度の報告書を提出することが義務付けられています。

記

- (1) 弁護士業務と育児の両立のために工夫したこと。
- (2) 出産または育児休業から業務に復帰する際に工夫したこと。
- (3) 子育てに従事する弁護士へのメッセージ
- (4) 子育てに従事する弁護士を雇用する弁護士または弁護士法人へのメッセージ
- (5) その他育児支援に関連する事項

育休期間中の過ごし方や業務復帰に際しての工夫については、あまり聞く機会がないのが実情と思います。そこで、本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

【育児期間中の一般会費免除申請実績】

平成26年度：120名（男性：78名、女性：42名）

平成27年度：163名（男性：113名、女性：50名）

平成28年度：136名（男性：92名、女性：44名）※平成28年度の申請実績は、平成29年2月末日現在。

2014年12月に第二子を出産し、2015年3月から復職しました。

復職後は、第二子を保育園に預けることができたものの、第一子の保育園とは一駅離れていたため、夫と分担し、送り迎えをしました。

業務時間は、概ね午前8時30分から午後5時30分の間で、出張や打合せ等により、どうしても保育園の送り迎えができない場合は、夫に仕事を調整してもらい、子らの送り迎えをしてもらいました。その逆の場合もありました。

上記時間内に業務を終わらせることができるよう、スケジュール管理を徹底しました。事件等が集中し、時間内に業務を終わらせることができない場合は、仕事を自宅に持ち帰り、自宅で業務を行うこともありましたが、子らを寝かしつけた後でないと何もできない

ので、心身ともに負担は大きかったです。

私が業務と育児を両立できたのは、夫の全面的な協力があったからです。

基本的には、夫も私と同じ時刻に帰宅し、家事、育児もほとんど半分ずつ担当しました。夫婦共に実家が大阪にあり、両親の手を借りることができなかったため、夫婦での公平な家事育児の分担は、業務と育児を両立する上での必須条件であったと思います。

最後に、弁護士会の研修が18時以降の時間帯に集中していることが多いため、ほとんど研修に参加することができなかったことが残念でなりません（その状況は現在も継続しています）。今後、同時時間帯に研修に参加することが困難な弁護士が、同内容の研修を受けられる措置が取られることを強く希望します。 ■